

農村集落再生のみちすじ 第2弾

# 集落営農の担い手確保と 第三者継承

坪田 清孝 著

## はじめに

平成19年度から始まった品目横断的経営安定対策によって推進された集落営農組織が、15年を過ぎた今、大きな課題を抱えています。その背景には、幾つかの要因が考えられますが、特に重要なのは、中心となる担い手の不足とメンバー全体の高齢化です。

ほかには、コロナ禍における消費動向の落ち込みによる米価の下落や、さらには、ウクライナ情勢に伴う原油価格・肥料等資材の高騰により、儲からない農業に魅力を感じなくなってきたことも要因の一つと考えています。

担い手や高齢者の問題では、当時、組織立ち上げに貢献したメンバーは、集落内で働き盛りの55歳前後。それから、15年が経って中心メンバーが70歳以上になった今、担い手になるはずの息子達も儲からない農業に関心がなく、さらに会社を退職後に集落営農の構成員となることを約束していた後継者予備軍も定年制の延長などで戻ってこなくて、立ち上げたメンバーが仕方なく今なお頑張っているのが現状ではないでしょうか。

平成20年発行の「農村集落再生のみちすじ（以下、「前著」という）」では、「生命産業」や「母なる産業」としての農業の必要性を、また、農業を営むための「農村の秩序」と農村の在り方を示してきました。その取り組みは間違いでありませんでしたが、時代とともに限界を感じ始めてきた今日の農業・農村、そして今後をどう展望をしようか、

本書では、高齢化する農村社会と限界集落の現状を踏まえ、既に集落営農によって集積・集約された農地と、整備された農業施設や農業機械を活用し、経営を託す後継者の育成と、その農業経営のノウハウやあるべき方向性（儲かる農業です）を、私の地元の組織の取り組みを紹介しながら語っていきたくないと考えています。

ちなみに、私は昨年まで、集落営農組合のグリーンファーム角屋すみや（農事組合法人から株式会社に変更した会社）の代表取締役をしておりました。今年から、我が社の従業員（集落以外から我が社に来た担い手です）に代表を託しました（第三者継承です）。現在は、会長職として集落営農組織の持続的な発展のために尽力しています。

皆さんの集落に、少しでも参考になれば幸いです。

坪田 清孝

## 目次

### 第1章 農村集落の意義と秩序の再確認

1	農村集落の意義	8
2	農村集落の秩序	9
3	「農村秩序」崩壊の危機	10
4	集落営農と農村集落	11
5	農業継続の可能性——農地の維持	12
6	担い手の確保——第三者への継承もあり	14
7	担い手の雇用と第三者継承のための法人化（継承法人）	16
8	「農地を守る」から「儲かる農業」へのシフト	18
9	地域コミュニティの確保と農業への期待	19

### 第2章 いかに地域を守るか——株式会社グリーンファーム角屋の取り組み

1	株式会社グリーンファーム角屋の概要	22
2	組織の課題とGF角屋構想（第三者継承）	25
3	GF角屋構想の提示と組合員へのアンケート	28
4	担い手への継承フロー	34
5	継承するための新たな三つの創出が必要——儲かる農業へのシフト	36
6	新会社の組織図（住民と共に地域を創造する会社へ）	44

7	活動に関する変化と現状	45
8	担い手の地域デビュー——地域への認知	47
9	新たな取り組みと今後の進化	55
10	課題と共に、まだまだ夢を	61

### 第3章 畑作農業の取り組み——次世代農業に向けて

1	畑作農業の振興策——丘陵地支援センターの取り組み	66
2	丘陵地農業の振興——次世代農業と産地再生	68
3	農地の利用集積と耕作放棄地の解消	69
4	新規就農者等の研修生受け入れと就農支援	72
5	農家支援と「ねこの手クラブ」	74

### 第4章 次世代農業の在り方を探る（加工・業務用野菜）

1	福井県農業の現状と課題	78
2	なぜ加工・業務用野菜なのか	80
3	「加工・業務用野菜部会（あぶら菜会）」の設立	81
4	加工・業務用キャベツの産地化に向けた取り組み	84
5	加工・業務用だいこんの取り組み	88
6	加工・業務用たまねぎの取り組み	91
7	生産部会の在り方と地域農業への関わり	95

第5章 むすび——人・農地プランの実質化から地域計画の策定に向けて

1	人・農地プランの実質化……………	98
2	地域計画（目標地図）策定の課題……………	99
3	担い手の確保と支援対策……………	101

# 第1章

## 農村集落の意義と秩序の再確認

## 1 農村集落の意義

ここでは、平成20年刊行の「農村集落再生のみちすじ（以下、「前著」という）」で述べた農村集落の意義について定義を含め、改めておさらいしたいと思います。

まず、農村集落の定義は、農村を営む農家が集う共同住居空間とし、農村部にある集合住宅や住宅団地は、農村集落とは言いません。

集落の中で、どのように農業の営みを残し農村集落として維持していくかが課題であったと思います。

また、農業を他所の組織に託し、集落に住む農家の全てが土地持ち非農家のみになった集落を農村集落と言えるかということですが、当然、その集落区域で農業が営まれる以上、そこにある用排水路や農道などの農業施設の維持は、土地持ち非農家であれ果たす義務があり、共同でそれらを維持する集落として、その集落は「農村集落」と言えると考えます。

特に、農村集落では、農業を継続していくための機能維持が必要になってきます。

農業を他人（担い手）に託したとしても、一農家だけでは農業の経営はやっていけません。当然、農業を営むのに必要な用排水路や農道などの施設維持は、土地持ち非農家も協力して一緒に行っていく必要があります。

そのような農業施設などの機能維持のためには、さらに「農村秩序の機能」が重要になります。

農村秩序の機能は、二つの心の要素から成り立っています。一つ目は「助け合う心」、そして二つ目は「我慢する心」です。